

改定後の内閣府本府政策評価実施計画 骨子(案)

1 計画期間

- ・令和〇年度の1年間とする。

2 事後評価の対象とする政策

(1)内閣府本府政策評価基本計画に規定された政策のうち、計画期間において事後評価の対象となる政策(法第7条第2項第1号)

- ①政策体系に掲げられた政策のうち、令和〇年度に評価を行う政策
 - ・具体的に政策名を明記。
 - ・上記以外の政策については、令和〇年度の実績の測定(モニタリング)を実施するが、モニタリングの結果等により、評価の必要があると認められる場合には、評価を実施。

②特定のテーマに係る政策

③規制に係る政策

④租税特別措置等に係る政策

(2)政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策(法第7条第2項第2号)

(3)(1)及び(2)のほか、事後評価の対象としようとする政策

(法第7条第2項第3号)

3 評価の実施方法等

- ・個別の政策を所管する課等(以下「政策所管課等」)は、評価書案を作成し、各部局の総務課等(以下「政策評価担当課等」)は、部局内における評価書案を取りまとめ、政策評価広報課に提出。
- ・政策評価広報課は、提出された評価書について審査を行った上で、内閣府本府政策評価有識者懇談会等を経て、公表。